

令和元年度

第5回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

令和元年8月30日

令和元年度 第5回越知町農業委員会総会会議録

令和元年8月30日 越知町農業委員会総会を越知町役場3階大会議室に召集された

1 会議日 令和元年8月30日（金）午前9時00分～午前9時30分

2 出席者

農業委員（7名） 会長 須内啓次 職務代理者 藤原幸子

1 藤原 幸子	2	3 欠員	4 吉田 由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9	10 須内 啓次		

欠席委員（2名） 大原 典子 岡林 富士男

農地利用最適化推進委員（5名）

松井 邦夫	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡久一郎			

事務局職員（3名）

局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

3 本会に出席を求めたもの

4 議事

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願いについて

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午前9時00分

会 長	<p>定刻になりましたので第5回越知町農業委員会総会を開催します。委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の署名委員は、橋詰委員、濱田委員にお願いします。本日は岡林富士男委員と大原典子委員が欠席です。今月は議案が2件ありますので審議のほどお願いします。それでは、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、説明します。1番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は箭野委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇706番1、地目は台帳、現況ともに田、面積は79㎡、ほか14筆ありまして、田が7筆の1,743㎡、畑が8筆の1,755.25㎡、合計15筆で3,498.25㎡、事由は贈与です。</p> <p>2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇848番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は67㎡、ほかに畑が18筆、合計19筆で2,527㎡となっております。事由は贈与です。</p> <p>3番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は橋詰委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇203番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は56㎡、事由は売買です。</p> <p>4番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は藤原委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇1306番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は15㎡、事由は贈与です。</p> <p>5番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原典子委員にお願いしています。土地の所在地番は、〇〇字〇〇2599番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は290㎡、事由は贈与です。</p> <p>以上、1番から5番までの議案について、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認済です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、1番の調査委員、箭野委員から報告をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>はい。場所は〇〇から西に約1km行った所です。〇〇は県道の車道から下に10mぐらい南に下りた所です。〇〇君が生姜を作っていますが、その中に入っているような感じですか。それから〇〇から〇〇は前回6</p>

月に非農地証明願いが出ている場所の周辺です。空き家になった住宅の上の〇〇まで耕作放棄地になっています。〇〇から〇〇までは周辺は雑木林となっていますが、整地をしたり、草を刈ったりすれば耕作は可能だと思います。したがって問題はないと思います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。次に 2 番の報告ですが調査委員の岡林委員が欠席されていますので、事務局が説明をお願いします。

事 務 局 はい、岡林委員が調査に行ってくれたのですが、本日都合により欠席ということで事前に報告受けておりましたので、代わりに報告させていただきます。

調査日は 8 月 24 日です。まず、お配りしている地図の 3 枚目をご覧ください。

3 枚目から〇〇の地図になっていますので、そちらをご覧くださいになりながら聞いていただきたいと思います。

まず、〇〇、〇〇、〇〇は集落中心にあり、多くのかんきつ園の中にある状況です。

次に 1 筆ずつ説明します。〇〇は野菜畑、〇〇番、〇〇番、〇〇番はかんきつ畑として管理されています。

次に〇〇番、〇〇番、〇〇番、はかんきつ畑と野菜畑で畑の中に農業用倉庫と農薬希釈用水槽があります。

〇〇番がちょっと離れてありますが、そちらもかんきつ畑です。

〇〇番、〇〇番、〇〇番もかんきつ畑で周辺もかんきつ畑です。

2 ページ先に〇〇の資料を載せていますが、〇〇番、〇〇番はかんきつ畑で隣接もかんきつ畑と山林で問題ないと思いますとのことです。全筆問題ありませんとの報告をうけています。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。次に 3 番を橋詰委員をお願いします。

6 番 委 員 8 月 27 日に現地調査に行ってきました。航空写真を見ていただいたらわかりますが、東側は溝になっています。西側は 2 段の畑です。南側は所有者は別ですが柿かみかんが植わっています。北側はご本人が畑を作っている耕作地ですので問題ありません。

会 長 ありがとうございます。4 番を藤原委員をお願いします。

1 番 委 員	8月26日に調査に行ってきました。これも航空写真を見てもらったらわかりますけど、〇〇の所から下へ南東方向に谷を下りた所です。現在は、イタドリ畑になっています。〇〇さんは親子です。隣接の状況としては、東は田んぼで、休耕田になっています。西は〇〇、南側は〇〇を挟んで〇〇川、北側は水路です。現在は使われておりませんが、水路の形は残っています。なんら問題ないと思います。
会 長	はい、ありがとうございます。それでは5番の報告を松井委員お願いします。
松 井 委 員	大原典子委員が欠席ですので、代わりに報告します。一緒に調査に行ってきました。こちらは〇〇道です。〇〇と〇〇に行く道の間に分岐がありますね。あれから斜面が山道の横を上がっておりますけれども、その下は昔は多くの淵がありましたが、今も支流が東方向むけて流れ込んでおります。その間が〇〇という地名の所です。地図を見てもらったらわかりやすいかと思いますが、高い所にあるのは田んぼです。この場所は東側の法面が谷まで落ち込んでいる部分で、田からちょっと下がった所です。かなり落ち込んでいて、立っていられるような坂道ではありません。その東側は図面では原野となっておりますが、耕作されているのは上のほうの一部です。西側は田。谷を挟んで民家に見える所は作業場というか寝泊りもできるような小屋です。あとは全部田畑です。申請地は問題ないと思います。耕作地としてはいい土地とは言えませんが、今回買われる〇〇さんのお父さんが何年も前から耕作していたようです。
会 長	ありがとうございます。各調査委員からの報告終わりましたので審議に入りたいと思います。委員のみなさん、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (質問、意見なし) それでは採決です。第10号議案に賛成の方、挙手お願いします。 (全員挙手) はい、全員です。第10号議案は可決しました。 続きまして、第11号議案 非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
事 務 局	はい、説明します。1番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林委員です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1263番、地目は畑、面積は330㎡、利用状況は昭和56年から山林ということです。ほか5筆ありまして、合計6筆、793㎡となっております。以上です。

会 長	ありがとうございました。調査委員の岡林委員が欠席ですので、また事務局から報告をお願いします。
事 務 局	事前に報告を受けておりますので、代わりに説明させていただきます。こちら8月24日に調査に行ってくださいました。1枚目の写真が〇〇になりますけれど、見ていただいたらわかるように、ほとんど山林化しています。〇〇番は現地に行ける場所ではなかったため、地図と現地聞き取りでの確認を行ったということです。周囲も含め、何十年も山林ということで写真でもそのように見受けられます。非農地で問題ないと思いますという報告です。 次に〇〇ですが、そちらのほうは〇〇の上にあります。〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番は全部かんきつを栽培していましたが、20年以上放置された状態で周囲も似たような状態です。非農地で問題ないと思いますということです。以上です。
会 長	はい、ありがとうございます。それでは第11号議案についての審議に移りたいと思います。どちらも年数が経っているようではありますがご意見ありませんかね。 (質問、意見なし) それでは、採決です。第11号議案について賛成の方挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございます。本日の議案は以上2件です。その他に入ります。小休します。

その他

閉会 午前9時30分